

国立市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 学校教育法の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案

国立市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 26 年 3 月国立市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「第 104 条第 4 項第 2 号」を「第 104 条第 7 項第 2 号」に改める。

付 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。